

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について

1 改正の趣旨

道路交通法施行規則の一部を改正し、車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を二輪の自動車とみなすこととともに、内閣府告示を制定し、内閣総理大臣が指定する三輪の自動車の要件を定めるもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

ア 内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を二輪の自動車とみなす。

イ 二輪免許が必要となる三輪の自動車の運転に従事している者で、二輪免許を有しないものについては、施行日から1年間（意見公募手続を実施した案では、6月間）、当該三輪の自動車の運転を可能とするとともに、1年間（意見公募手続を実施した案では、6月間）に限り、運転することができる自動車を当該三輪の自動車に限定する二輪免許の取得を可能とする。

ウ 二輪の自動車の運転経験が1年（高速自動車国道等は3年）以下の場合には、二人乗りが禁止されているが、都道府県公安委員会の確認を受けた、二輪の自動車とみなされる三輪の自動車を運転していた期間については、二人乗りの運転経験の期間に算入することとする（意見公募手続を実施した案では、二人乗りの運転経験の期間には算入しないこととしていた。）。

(2) 車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を定める内閣府告示案

二輪の自動車にみなされることとなる三輪の自動車の基準を定める。

3 意見募集の結果

講習予備検査（認知機能検査）の導入等を内容とする「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」案等とともに、3月27日から4月25日までの間、三輪の自動車の区分の見直しについて、意見公募手続を実施したところ、243件の意見が寄せられた。寄せられた意見を踏まえ、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案等を一部修正することとした。

（変更点）

施行日を6月1日から9月1日とした。

特例試験の期間と普通自動車免許で運転できる期間を6月間から1年間とした。

都道府県公安委員会の確認を受けた場合に、三輪の自動車を運転していた期間を二人乗りの運転経験の期間に算入することとした。

4 その他

公布日 平成21年6月22日

施行日 平成21年9月1日